対象Ⅱ　例外　具体例①　　　　　　　**・3人世帯 ・課税世帯 （非課税給付の受給なし）**

【令和６年度】 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【令和７年度】

　　　　　　　　　　　定額減税対象人数　３人（本人、妻、子）　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　定額減税対象人数　2人（本人、子）

あすか次郎（33）

仕事：会社員

所得税：課税

住民税：課税

あすか次郎（34）

仕事：会社員

所得税：課税

住民税：課税

　　　　　　　　　　　定額減税額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　定額減税額

　　　　　　　　　　　住民税（令和６年度）　３０，０００円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　住民税（令和６年度）　 　３０，０００円

　　　　　　　　　　　所得税（推計）　　　　　８０，０００円 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　所得税（令和６年分）　　 ６０，０００円

　　　　　　　　　　　合計　　　　　　　　　　１１０，０００円 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 合計　　　　　　　　　　　　 ９０，０００円

　　　　　　　　　　　⇒控除できなかった額（控除外額）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　⇒控除できなかった額（控除外額）　　０円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１０，０００円（R６年給付済み）

**〇**扶養できる　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**×**所得が48万円超えているため扶養できない

次郎の妻（29）

令和5年に出産し、 育児休業中

所得税：非課税

住民税：非課税

次郎の妻（30）

令和6年中職場復帰

所得税：非課税

住民税：均等割のみ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　給付額　２０,０００円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※下記参照

**〇**扶養できる　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**〇**扶養できる

次郎の子（1）

令和5年産まれ、収入なし

次郎の子（2）

令和5年産まれ、収入なし

**次郎の妻の定額減税について**

　住民税（令和６年度）　　 １０，０００円（次郎の扶養として定額減税済み）

所得税（令和６年分）　　１０，０００円（次郎の令和６年推計額給付として給付済み）

合計　　　　　　　　　　　　①２０，０００円 ⇒控除できなかった額（所得税分控除外額)　　（②給付金所要額４０，０００円） 　　**令和７年給付額　２０，０００（②-①）**

対象Ⅱ　例外　具体例②

令和5年所得において、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等（税制度上扶養親族から外れる）であったため、扶養親族として住民税の定額減税の対象から外れたが、令和6年所得において合計所得金額48万円以下であったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象となった場合

R６　　　　夫　所得税30,000×１名

　　　　　　　 住民税10,000×１名

　　　　　　妻

　　　　　　当初は夫の扶養外

R７　　　　夫　所得税30,000×２名

　　　　　　　 住民税10,000×１名（１名分で定額減税済）

　　　　　　妻

　　　　　　合計所得48万円以下であったため扶養親族として所得税の定額減税の対象

→住民税分で妻は対象外となっているため住民税分の定額減税対象分（1万円）で対象